建 設 企 業 協 議 会 協 議 事 項

日時　令和５年 10 月 20 日(金)
　　臨時会終了後
場所　第四委員会室

○　所管事項の報告について

１　八戸市空家等対策計画の改定について

２　とりの木沢公園整備（Park-PFI）に向けた官民対話の実施について

３　職員の懲戒処分について

建設企業協議会資料
令和５年 10 月 20 日
都市整備部　都市政策課

八戸市空家等対策計画の改定について

１　改定の目的

八戸市空家等対策計画（令和３年３月策定）が今年度末で計画期間満了を迎えることに加え、令和５年６月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、市内で増加する空き家への対策をより一層強化するため、計画の改定を行うもの。

２　改定の方針

空家法改正にあたり国が示した３つの方針を、現行計画に掲げる４つの基本方針に取り込む形で反映する。また、行政・市民・民間事業者等の多様な主体が連携し、地域全体で空き家対策を推進する新たな取り組みを計画に位置付ける。

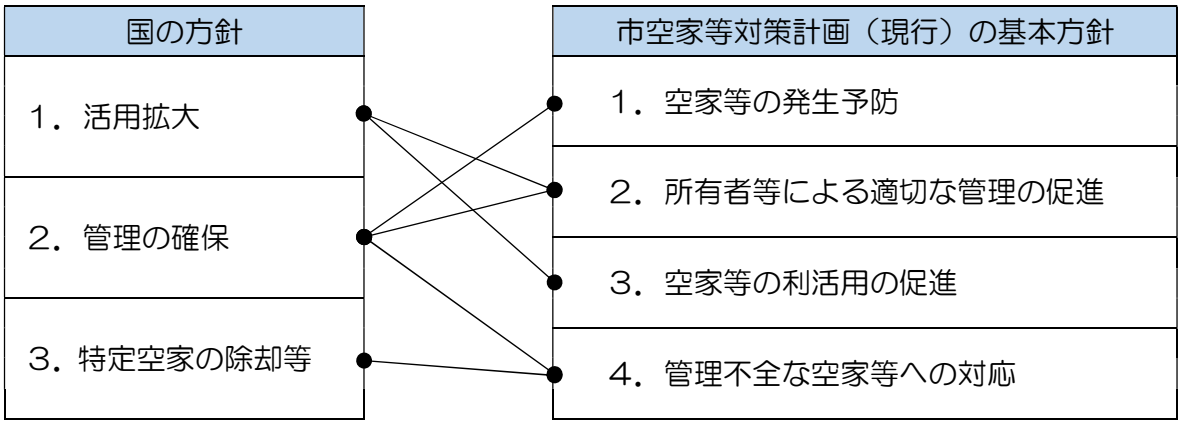

３　改定の体制

庁内関係課で構成する庁内検討委員会において検討した改定内容について、市長をはじめ不動産・法律・建築・福祉等の関係団体で構成する※八戸市空家等対策会議での協議等を踏まえて策定する。

※空家法に規定される法定協議会。

４　改定スケジュール

時期	会議等	内容
令和５年 10 月 24 日	第１回　八戸市空家等対策会議	改定案協議
11 月下旬	第２回　八戸市空家等対策会議	修正案協議
12 月下旬	パブリックコメント実施（～１月下旬）	意見照会
令和６年　２月中旬	第３回　八戸市空家等対策会議	最終案協議
３月下旬	計画の改定・公表	

建設企業協議会資料
令和５年１０月２０日
都市整備部公園緑地課

とりの木沢公園整備（Park-PFI）に向けた官民対話の実施について

１　とりの木沢公園の概要

白山台地区の南側に位置する未整備公園で、付近には白山台中学校、西白山台小学校がある。

・所 在 地：八戸市西白山台五丁目地内
・公園面積：2.0ha
・公園種別：近隣公園

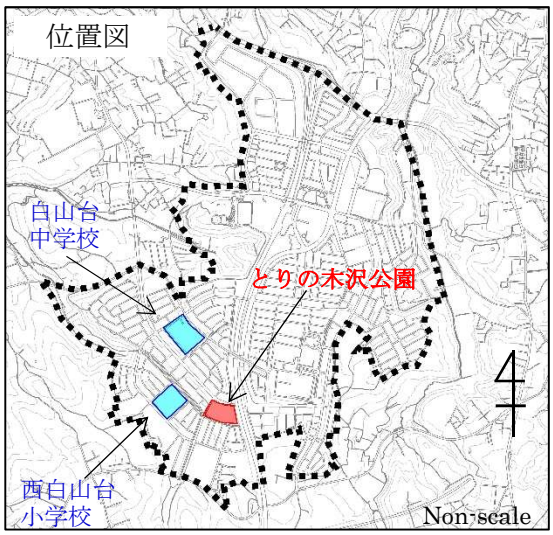

２　公募設置管理制度（Park-PFI）の特徴

従来の公園整備では、都市公園区域全体を公共団体が単独で自己財源や国費を用いた整備を行っていたのに対し、Park-PFI による公園整備では、民間事業者が自己収益を上げる場として、公園用地の一部を使用する事を認める替わりに、民間事業者にも都市公園区域の施設整備費用の一部を負担してもらうなど、官民が連携して公園の整備を進めていく事にある。

ただ､Park-PFI で公園整備を進めるには市が単独で事業を進めるものではないため、民間事業者に興味を持ってもらい、公園整備に参入してもらうことが重要となる。

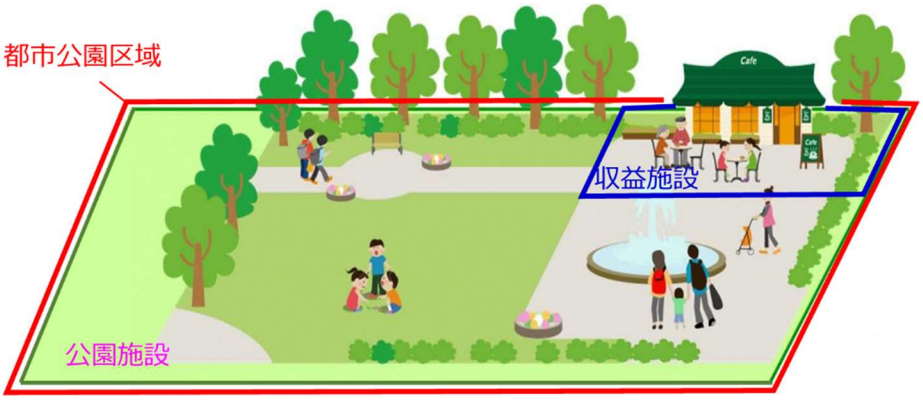

公募設置管理制度（Park-PFI）のイメージ図

３　官民対話の目的

①市から民間事業者に対し、広く情報を提供し、周知を図る
②民間事業者から情報収集を行い、事業者公募に向けた条件整理を行う

４　官民対話の実施方法

官民対話に際しては、地域における官民連携の取組みを支援している「あおもり公民連携事業研究会」（事務局：青森県総務部財産管理課）が開催する公開式の官民対話の場を活用し、民間事業者と意見交換を行う。

日　程　：　令和５年 10 月 27 日（金）

場　所　：　八戸市庁 本館地下研修室　（併せてオンライン配信実施）

案　内　：　県及び市 HP に掲載、八戸造園建設業協会に案内、あおもり公民連携事業研究会の構成員に案内

■あおもり公民連携事業研究会の構成員

（青森県建設業協会、青森県測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会、青森県ﾋﾞﾙﾒﾝﾃﾅﾝｽ協会、
青森県空調衛生工事業協会、青森県電気工事工業組合
青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫）

５　今後の予定

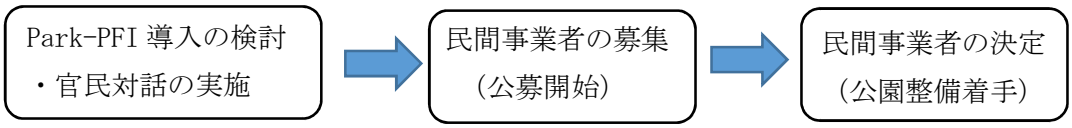

・令和５年度　：　官民対話により、事業参入に興味のある民間事業者を発掘し、個別ヒアリングを開始

・令和６年度　：　個別ヒアリングを継続的に実施し、公募条件の整理を行う

・令和７年度　：　民間事業者の公募開始

建設企業協議会資料
令和 5 年 10 月 20 日
市民病院事務局管理課

職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条第 1 項により、下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

1　被処分者　　八戸市立市民病院　主事級職員　××歳　男性

2　処分内容　　懲戒処分　停職 2 月

3　処分年月日　　令和 5 年 10 月 16 日

4　事実の概要

当該職員は、令和 5 年 7 月 15 日に八戸市内の職員宅において、県内在住の 10 代の知人女性に、特定の者以外には閲覧させないと誤信させた上で性的な画像を撮影したことにより、性的姿態撮影等処罰法違反の疑いで同年 8 月 8 日に県内警察署で逮捕され、同年 9 月 26 日に不起訴処分となりました。

このことは、八戸市職員として市民の信頼に応え、率先して法令を守るべき地位にありながら、地方公務員法第 33 条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により、停職処分としたものであります。

5　再発防止策について

職員に対し、今回の事案を職員全体の問題として強く自覚し、今後このようなことを起こすことのないよう、法令遵守及び綱紀粛正について改めて指導徹底を図ってまいります。